

## 大分大学教員養成カリキュラム委員会規程

平成20年9月22日制定

### (設置)

第1条 大分大学に、教職課程の運営及び教職指導を全学的に検討するため、大分大学教員養成カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員養成カリキュラムの編成に関する事。
- (2) 教職課程の改善・充実に関する事。
- (3) 教育実習の改善・充実に関する事。
- (4) 教職指導の改善・充実に関する事。
- (5) その他教職課程に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
  - (2) 学長が指名する学長特命補佐
  - (3) 学長が指名する学長補佐
  - (4) 各学部の教務委員長
  - (5) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第5号の委員は、学長が指名する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (事務)

第7条 委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則 (平成20年規程第81号)

- 1 この規程は、平成20年9月22日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される第3条第1項第4号の委員の任期は、同条第3項にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成23年規程第50号）

この規程は、平成23年7月6日から施行し、この規程による改正後の大分大学教員養成カリキュラム委員会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年規程第98号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第26号）

この規程は、令和元年11月18日から施行する。

附 則（令和5年規程第54号）

この規程は、令和5年10月24日から施行する。